

川島町農業委員会 5月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 19名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 萩田 芳信

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 県許可等の状況について

第5 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第4号 農地利用集積計画(案)の決定承認の件

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

議案第6号 最適化活動の目標の設定等（案）について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	多忙の折りの出席に礼を述べ、農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則23条2項の規定により、議長が9番 小高委員、10番 稲毛委員を指名した。
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、研修会、会議等は縮小、中止の状況が続いているため、特に報告事項なし。
議長	日程第4「報告」 報告第1 県許可等の状況について (事務局の朗読、説明)

(質疑なし)

議長

日程第5「議案」 議案第1号

「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 8番 松本委員

(質疑なし)

質疑を終結し、次の議案に移る

議長

議案第2号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 5番 高橋委員

(質疑なし)

質疑を終結し、次の議案に移る

議長

議案第3号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 7番 小久保委員

番号2 10番 稲毛委員

小高委員

番号2の事業主体者は、太陽光発電施設の設置を全国で50件以上行っており、国、県の指導の下に事業が行われていることは確認されていると思いますが、今回の案件について、川島町農業委員会にて不採択となった場合の流れを伺いたい。

事務局

通常の4、5条と同様に、本委員会で採択されれば、県へ「許可相当」として進達し、許可が下りる流れとなります。

今回の件は相談から申請までに3年かけておりました、書類の不備はありませんでした。隣接地の所有者の実印付き同意書もございまして、「川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」の事前協議でも問題ないことを確認しております。

小高委員

書類が揃っているのはわかっているが、私の質問は、本委員会で許可相当でない、と判断した場合の流れを聞いているのだが。

事務局

許可相当にならなかった場合は、県に進達できませんので、申請は受けましたが、「不許可相当」となった旨を申請者にお伝えします。ただし、書類は全て揃っており、要件もすべて満たしておりますので、「何故、不許可相当なのか」という訴えが出てくる可能性があります。

小高委員 不許可相当となった場合、譲渡人に迷惑がかかることはあるのか。

事務局 全くその通りです。県へも事前確認を行っており、書類が揃っていて、農地法上の違反もない、違法性もないとすると、当然のように「許可相当」となる解釈になります。それが「不許可相当」となった場合、譲渡人は売れるはずであった土地が売れなくなる、ということです。

小高委員 比企郡の中でも、太陽光について新聞などで反対の意見が多く出ております。私も、川島町での太陽光発電について、良いか、悪いか、この場では選別つけられないが、地域住民でも疑問に思う声を聴いている。本委員会で不許可相当となった場合、裁判になるのか、事業主体者が撤退するのか、実例があるのか伺いたい。

事務局 太陽光発電に関しましては色々物議がありますが、小高委員が懸念されているように、20年後、30年後に負の遺産となる可能性もあります。現在、そうならないように撤去費用を貯蓄させるなどの20年間の事業計画を国、県にて義務付けています。

実例としては、許可相当案件を「不許可相当」として、県と市町村の意見が合わず、市町村が訴えられ、市町村が敗けた件を記憶しております。基本的に、県から指導をいただいている範囲内では、農地法上、関連法令上に基づく事前協議をしっかりとできている場合は、「許可相当」で県へ進達せざるを得ませんし、もし「不許可相当」で進達した場合、県から指導を受け、申請者からも指摘を受け、最終的には裁判となる可能性が高いです。

小高委員 採決の際に、もう1度お話しします。

議長 たしかに反対意見があることも承知しているが、関連法令などをクリアしているのであれば、事務局の説明通りの対応を取らざるを得ないと感じるが、よろしく判断願いたい。

山崎委員

太陽光発電の案件は、委員になって初めてなので2点ほど伺いたい。

まず1点目、川島町太陽光設置管理条例が令和3年1月に施行されているが、この条例が制定された経緯と、町での太陽光発電設置に関する申請にて「不許可相当」とした例がいままでにあったのか。

次に2点目、太陽子パネルを地面から2～3mの場所に設置し、その下で農作物を耕作する場合、農地転用は不要となるのか。

事務局

1点目の条例制定の経緯についてですが、まず、近隣市町村では設置後の管理をどのように行っていくのか、ということについて決まりがあるだけで条例制定まで至っている市町村はありませんでした。しかし、設置後に「こんなもの聞いていなかった。」など、先ほどの小高委員からもあったように、近隣住民からの不満や疑問の声が上がっており、農地法上だけではカバーしきれない部分があるということで、説明会などを行って、厳密に地元の同意が必要であろう、と環境法に基づく条例制定を町長より指摘いただき、環境保全条例に即したかたちで、町民生活課主導により行われました。

また、「不許可相当」となったケースについては過去にごさいます。この太陽光設備設置の申請までの流れは、前述した条例に基づく事前協議を業者から上げてもらい、関連各課に意見照会を求め、問題が無ければ、各課からの意見を含めた事前協議書の写しを付けて、農業委員会への申請となります。しかし、実際はその段階にいくまでに頓挫するケースが多々ありまして、山崎委員が仰ったとおり、ここ1年間申請がありませんでした。それは、事務局にて、できないものは申請に上がる前に窓口にて断ってきたからであります。事務局、環境担当課とで、できる、できないの線引きはしっかりしておりますので、本委員会に上がってくる案件は、書類が全て揃っている状況のものであると考えていただければと思います。

2点目については、営農型太陽光発電となります。川島町でも現在、1か所で施工中です。許可は2年前に出ておりまして、パネルが現在、計画の半分乗っている状態で、下でクリスマスローズという花を栽培

しております。もう半分はまだ完了しておらず、県にも報告しております。太陽光も地面に全て接地する場合、設置個所すべてを転用する必要がありますが、営農型に関しては柱のみが地面と接地いたしますので、柱の断面積のみで10年間の一時転用申請をしていただきます。かつ、1年毎に状況報告が義務付けられています。

質疑を終結し、次の議案に移る

議長

議案第4号

農地利用集積計画（案）の決定承認の件

（上程）

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

（質疑なし）

質疑を終結し、次の議案に移る

議長

議案第5号

農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

（上程）

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

横川委員

管内の農地面積が約95ha増えているが、何故こんなに増えているのか。

事務局

農地を管理しているシステムが、前回に指針を策定した平成30年時と別のものになっておりまして、大変申し訳ありませんが、システム上での捉え方の違いとなっております。

山崎委員

担い手農家や新規就農者が規模拡大には限界を感じている人もいる。大区画の圃場は低コストになるが利点があるのか。中小兼業農家が高齢化や採算が取れず離農した場合等、耕作放棄地が増えると思うが、対策等を考えなければならない。意見として捉えていただければと思います。

遠山委員

農業委員会サポートシステムに反映するとなっているが、いつ農業委員は確認できるのか。

事務局

8月に農地パトロールを協力していただく予定になっている。ただ、タブレットがまだ届いていないのでずれ込む可能性がある。利用状況調査、利用意向調査の結果は、現地確認後1か月後くらいで確認することができると思う。

遠山委員

利用意向調査はどのように反映されるのか。

事務局

耕作放棄地になっている地権者に連絡し、意向調査をします。回答があったところに対応していきます。

議長

質疑を終結し、次の議案に移る

議案第6号

最適化活動の目標の設定等（案）について

（上程）

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

箕輪委員

農業委員一人当たりの活動日数が増えているなか、遊休農地の解消に向けた呼びかけ、指導についても活動記録の1つでよいか。

事務局

遊休農地の解消に向けた呼びかけ、指導についても活動になる。活動記録に記入して提出していただきたい。

箕輪委員

遊休農地の所有者については、事務局から資料提供していただきたい。

事務局

町内の所有者については、資料提供します。町外の所有者については、事務局が対応します。

小久保委員

遊休農地の除草等、委託した場合の料金はどれくらいか。

事務局

町として単価を提示することはできませんが、必要であれば他市町村にある農業公社の単価を参考にいただければと思います。

議長

質疑を終結し、次の議案に移る

日程第6「その他」

①令和4年度「緑の募金」運動の協力について

②多面的機能支払交付金について

③令和4年度 新規就農サポート体制について

(質疑なし)

質疑を終結

上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とした。

再開

小高委員

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件について、書類等の不備は無いと報告を受けたが、農業に携わっている者が農地を守ることが義務だと思っている。優良農地に囲まれた中で太陽光が必要かどうかを考えると不必要。野菜や果物を作るにあたり必要であれば仕方がないが、太陽光そのものが川島町の優良農地には必要がないと考える。また、川島町が水害等にはどういった対応を行うのか、不備な点があるのではないかと考え、議案3号については反対させていただきたい。国の法律を変えるようなことを、小さな町から発信していくことが必要ではないかと考える。この3号申請については、町で話し合いを持っていただき、もう一度議案として提出していただきたい。

高橋委員

農用地利用集積計画の新規、再設定の数字はどう出しているのか。

事務局

新規については、利用権を設定される農家から農用地利用権設定等申出書を提出していただいています。再設定については、賃借期間が満了する方あてに事務局より通知し、その方から継続する旨の申請を提出した場合、再設定として記載しています。

高橋委員

耕作地については、書類を提出した人の名前で出るのか。町で割り振りは行っていないのか。一部の人の農地の管理が悪い。周りが迷惑しているが、農業委員会や町で指導できないか。

事務局

耕作地の一覧については、窓口に来ていただければ、個人情報をお隠したうえで確認ができます。また、管理上のことについては農業委員会だより等で注意喚起をしていきます。

(採決)

議案第1号 番号1 賛成9人 反対0人

「許可」とすることに決定

議案第2号 番号1 賛成9人 反対0人

「許可相当」とすることに決定

議案第3号 番号1 賛成9人 反対0人

番号2 賛成6人 反対3人

「許可相当」とすることに決定

議案第4号 「農用地利用集積計画（案）の決定承認の件」

賛成9人 反対0人

「承認」することに決定

議案第5号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正
（案）」

賛成9人 反対0人

「承認」することに決定

議案第6号 「最適化活動の目標の設定（案）」

賛成9人 反対0人

「承認」することに決定

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和4年5月の定例会の閉会を宣言した。

5月

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋范

9番

小高委員

小高 豊

10番

稲毛委員

稲毛 茂作